

国産飼料の流通推進対策のうち国産稲わら等利用拡大実証・調査の事業細目及び具体的な手続等について

本要領第 2 の畜産局長が別に定める事業の細目及び具体的な手続等のうち本要領第 2 の 3 の (3) は、次のとおりとする。

第 1 事業の内容

国産稲わら等の利用拡大に向けて、海外産稲わら等と同等に利便性が高く、輸送や保管の効率が高い国産稲わら等の収集・供給についての実証を行うための次の 1 及び 2 の取組に対し支援する。

1 国産稲わら等収集・供給体制推進

- (1) 利便性の高い国産稲わら等の収集・供給に必要な対策
- (2) 利便性の高い国産稲わら等の収集・供給技術の習得に必要な対策
- (3) 利便性の高い国産稲わら等の収集・供給の実証及び実証データの収集・分析に必要な対策
- (4) 利便性の高い国産稲わら等の収集・供給体制の普及啓発に必要な対策

2 国産稲わら等の収集・供給体制実証

- (1) 利便性の高い国産稲わら等の収集・供給の実証に必要な機械の導入
- (2) 利便性の高い国産稲わら等の再形成・梱包等
- (3) 利便性の高い国産稲わら等の流通
- (4) 利便性の高い国産稲わら等の品質管理に必要な取組
- (5) 実証に必要な機械の開発・改良・調査・サポート等

第 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、交付等要綱別表の 3 の (3) の事業実施主体欄に掲げるとおりとする。

第 3 事業の要件

事業の要件は、事業実施主体が、海外産稲わら等と同等に利便性が高く、輸送に適した形状（角形等）に圧縮梱包された国産稲わら等を生産するために必要となる調査又は国内での収集・梱包等のモデルの実証を行うこととする。加えて、次の 1 及び 2 に掲げる要件とする。

1 国産稲わら等収集・供給体制推進に係る要件

(1) 国産稲わら等収集・供給体制の構築

事業実施主体は、国産稲わら等の収集・供給に向けた実証・調査を行うため、次の事項に取り組むものとする。

- ① 実証・調査に向けた方針の作成
- ② 実証に向けた調査・検討
- ③ ①で作成する方針に沿った国産稲わら等の収集・供給の実証及びそのデータの収集
- ④ ②又は③の調査・実証結果の検証、とりまとめ及び報告書の作成
- ⑤ ②又は③の調査・実証結果の普及

(2) 国産稲わら等収集・供給実証計画の策定

事業実施主体は、別紙3-3様式第1号により国産稲わら等収集・供給実証計画（以下「収集供給実証計画」という。）を策定し、その目標達成に向けて取り組むものとする。なお、収集供給実証計画は、ほ場で角形等に形成・梱包が可能な小型又は大型の国産稲わら等収集機械を導入する場合は次のア及びウの要件を、国産稲わら等をほ場外で角形等に再形成・梱包する場合はイ及びウの要件を満たすものとする。

ア 小型又は大型の国産稲わら等収集機械を導入する場合は、国産稲わら等を角形等に形成・梱包する作業について、作業の効率化状況や広域流通する場合の流通コスト、畜産農家における作業効率の状況（従来の稲わらロール等と比べた作業効率・利便性の向上、今後の利用希望、改善点等）等についての実証又は調査を、収集供給実証計画における目標年度までに行うものであること。

イ 国産稲わら等をほ場外で角形等に再形成・梱包する場合は、地域で生産された国産稲わら等を収集し、角形等に再形成・梱包を行い、流通する場合の生産・加工・流通コストや作業の効率化、畜産農家における作業効率の状況（従来の稲わらロール等と比べた作業効率・利便性の向上、今後の利用希望、改善点等）等についての実証又は調査を、収集供給実証計画における目標年度までに行うものであること。

ウ 本事業による効果を周辺地域等へ普及させる取組として次の（ア）から（オ）までの取組の中から1つ以上を行うこと。

（ア）事例発表や意見交換のための会議、現地研修会等の開催

（イ）取組事例の報告書の公表

（ウ）ホームページや機関誌等への掲載による取組事例等の周知

（エ）利便性が高い稲わら等や収集機械等のほ場展示の実施

（オ）その他地方農政局長等（都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が認める取組

(3) 国産稲わら等の収集・供給の実証に当たっては、次のアからウまでの要件を満たすものとする。

ア 実証に必要な作付面積、導入する機械等の規模に留めること。

イ 実証に必要な国産稲わら等の飼料分析（一般成分、水分等に係るもの）及び安全性（カビ毒、残留農薬等に係るもの）に関する検査は、適切な方法で実施され

るものであること。

ウ 本事業で利用する農薬剤は、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 1 項に基づき農薬の登録がなされているものであること。

2 国産稲わら等の収集・供給体制実証に係る要件

（1）国産稲わら等収集実証機械導入

ア 小型の国産稲わら等収集機械を導入する場合

海外産稲わらと同等に利便性の高い、小口で角形等に圧縮・梱包がほ場で可能な国産稲わら等収集機械等を導入し、生産された国産稲わら等の効率的な流通利用のモデルの実証又は実証に向けた調査を行うこととする。

イ 大型の国産稲わら等収集機械を導入する場合

角形等に圧縮・梱包がほ場で可能な大型の国産稲わら等収集機械等を導入し、生産された国産稲わら等について、効率的な流通利用のモデルの実証又は実証に向けた調査を行うこととする。なお、当該実証又は調査は、ウの実証又は調査と共に取り組み、国産稲わら等を小口化することを原則とするが、国産稲わらについては、ロール形状と比べて輸送や保管、利用の効率化が見込める場合には、イの実証又は調査のみのときであっても、要件を満たすものとする。

ウ 国産稲わら等をほ場で角形等に再形成・梱包する場合

従来の手法で収穫された国産稲わら等を加工所に集め、当該加工所において、角形等に再形成・梱包を行うための機械等を導入し、効率的な生産・加工・流通利用のモデルの実証又は実証に向けた調査を行うこととする。

エ 角形等に圧縮・梱包するためのベラー等生産機械の開発・改良をする場合

国産稲わら等を角形等に圧縮・梱包する機械の開発又は類似の圧縮・梱包機械等の改良を行うことで、国産稲わら等の効率的な生産・加工・流通利用のモデルの実証又は実証に向けた調査や検討を行うこととする。

オ 国産稲わら等の収集・供給体制実証に向けた調査を実施する場合

国産稲わら等の収集・供給体制実証を実施するうえで必要となる調査を行うこととする。

（2）事業の目標は、次に定めるとおりとする。なお、（1）のア又はイの場合は次のア及びイの目標について、（1）のウの場合は次のア、イ及びウの目標について、（1）のエの場合は次のエの目標について、（1）のオの場合は次のオの目標について、それぞれ実施することとする。

ア 国産稲わら等の収集・供給における作業状況

国産稲わら等を角形等に形成・梱包する作業について、作業の効率化状況や生産コスト、作業場の問題点等について、実証又は実証に向けた調査の結果を取りまとめ、地方農政局長等に報告を行う。

イ 国産稲わら等の収集・供給における広域流通

国産稲わら等を角形等に形成・梱包し、広域流通する場合の流通コストや作業の効率化、畜産農家における作業効率の状況（従来の稲わらロール等と比べた作

業効率・利便性の向上、今後の利用希望、改善点等）等について、実証又は実証に向けた調査の結果を取りまとめ、地方農政局長等に報告を行う。

ウ 国産稲わら等をほ場で角形等に再形成・梱包する場合

地域で生産された国産稲わら等を収集し、角形等に形成・梱包を行い、流通する場合の流通コストや作業の効率化、畜産農家における作業効率の状況（従来の稲わら等ロール等と比べた作業効率・利便性の向上、今後の利用希望、改善点等）等について、実証又は実証に向けた調査の結果を取りまとめ、地方農政局長等に報告を行う。

エ 角形等に圧縮・梱包するためのベーラー等生産機械等の開発・改良をする場合

国産稲わら等の収集・形成・梱包を行うためのベーラー等生産機械等の開発、改良を実施する場合、その開発や改良に関する具体的な行為とその成果や、関連する調査について結果の取りまとめを行う。その機械等を用いて生産した角形ロール等を流通する場合は、その流通コストや作業の効率化、畜産農家における作業効率の状況（従来の稲わら等ロール等と比べた作業効率・利便性の向上、今後の利用希望、改善点等）等について、実証又は実証に向けた調査の結果を取りまとめ、地方農政局長等に報告を行う。

オ 国産稲わら等の収集・供給体制実証に向けた調査

上記アからエまでにに関する調査を実施するうえで必要な事前調査を行い、調査結果を取りまとめ、地方農政局長等に報告を行う。調査の結果、実証の実施が困難と判明した場合は、困難な理由を明らかにするとともに、どのような状況となれば、実証の実施が可能となるかを取りまとめ、地方農政局長等に報告する。

第4 事業実施の手続

- 1 事業実施主体の選定は、畜産局長が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）により行うものとする。
- 2 事業実施主体は、収集供給実証計画（別紙3－3様式第1号）等の必要な書類について、地方農政局長等と調整の上、交付等要綱第7第1項に規定する交付申請書とともに提出するものとする。なお、公募要領に基づき提出した書類に変更がない場合は、省略することができるものとする。
- 3 事業実施主体は、2の提出に当たりあらかじめ関係する機関等（事業を実施しようとする地域を管轄する都道府県、市町村、農協等）との調整を図るものとする。
- 4 事業実施主体が、交付等要綱別表の3の（3）に規定する重要な変更の欄に該当する変更を行おうとする場合及び地方農政局長等が重要な変更と認める場合には、地方農政局長等と、変更する収集供給実証計画（変更箇所を二重線で抹消し、その下段に変更後の内容を記載したもの。）を調整の上、交付等要綱第13第1項に定める補助金変更等承認申請書に添付するものとする。
- 5 2により提出を受けた地方農政局長等は、収集供給実証計画に記載された内容が、当該地方農政局等の管轄を超える取組であることを確認した場合にあっては、関連す

る地方農政局長等の担当部局に連絡するとともに、必要に応じて、当該計画の内容等関連する事項の確認について協力を求めることができるものとする。

第5 事業の着手

本要領第4の事業の着手については、資材等の発注を含むものとする。

第6 助成の対象

- 1 本要領第7の事業ごとの助成対象となる経費について、助成の対象となる経費は、別紙3-3別表に記載するとおりとする。
- 2 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。
- 3 自己資金又は他の助成により現に実施し、又は既に終了している取組は、本事業の補助の対象外とする。
- 4 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、施設の整備・改修の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- 5 本事業により導入する機械等は、原則として新品とするが、困難な場合は、地方農政局長等へ相談するものとする。
- 6 既存施設、機械等の代替として同種・同能力のものを再整備すること（いわゆる更新と見込まれる場合）については、本事業の補助の対象外とする。
- 7 機械、施設等の能力及び規模は、事業実施主体内で十分協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。
- 8 本事業は、稲わら等の収集・供給の生産・加工・流通利用のモデル確立のための事業であり、事業に必要な範囲の機械・構築物導入のため、費用対効果分析は要しないものとする。
- 9 第1の2の取組について、リース方式で導入する場合は次のとおりとする。

（1）リース料助成金の額の計算方法

リースに係る助成金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額とする。なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

$$\text{① リース料助成額} = \text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) \times \text{補助率}$$

② リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×補助率

（２）リース事業者の決定

事業実施主体は、交付決定後、リース事業者に機械等を納入する事業者を一般競争入札等により選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を複数のリース事業者のなかから決定するものとする。

- 10 本事業は、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

第 7 事業達成状況の報告

事業実施主体は、翌年度の 7 月末日までに、達成状況報告書（実施要領別記様式第 3 号）に収集供給実証計画（別紙 3－3 様式第 1 号）に準じて作成したものを添付し、地方農政局長等に提出するものとする。なお、交付等要綱第 18 第 1 項の実績報告書を提出し、内容に変更がない場合は、これをもって事業達成状況の報告に代えることができるものとする。

第 8 事業の評価等

- 1 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、目標年度の翌年度の 8 月末日までに事業評価報告書（実施要領別記様式第 4 号）に別紙 3－3 様式第 2 号を添付し、地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、事業評価報告書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合、事業実施主体に対し、別紙 3－3 様式第 3 号により改善計画を提出させ、目標達成に向け必要な指導等を行うものとする。

第 9 機械等の管理運営等

- 1 事業実施主体は、整備した機械等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その目的に即して効率的な運用を図り適正に管理運営することとする。
- 2 本事業で導入した機械等については、本事業の実施への影響がない範囲で他作物の生産作業に活用することができるものとする。
- 3 導入した機械については、見える箇所に事業実施年度、事業名、事業実施主体名を記載等するものとする。
- 4 地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。また、地方農政局長等は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。
- 5 地方農政局長等は、事業実施主体が改修・整備を行った機械・施設が当初の計画に沿って適性かつ効率的に運用されていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、改善指導を行うものとする。
- 6 農機が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）

については、補助事業者が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業によりトラクター又はコンバインを導入する場合は、当該農機メーカーが API (Application Programming Interface) を自社のwebサイトや農機データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することとする。なお、トラクター又はコンバインのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これに当たらない。

第10 申請書類等の保存期間

本事業の補助金の交付を受けた者は、本事業の参加申込み及び補助金の交付申請の基礎となった証拠書類並びに補助金の交付に関する証拠書類又は証拠物を、補助金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第11 その他

本要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、必要に応じて農林水産省畜産局飼料課長が別に定めるものとする。

別紙 3－3 別表

区 分	取組内容及び補助対象	助成範囲
1 国産稲わら等収集・供給体制推進 (1) 国産稲わら等収集・供給体制の構築	1 国産稲わら等収集・供給体制推進に必要な対策 関係者による生産・利用の推進会議等の経費 (定額) 2 国産稲わら等の収集・供給の実証及び実証データの収集・分析に必要な経費 (定額) 3 国産稲わら等の収集・供給体制の普及啓発に必要な対策 現地研修会、パンフレット・マニュアルの配布等の経費 (定額)	本要領別表に掲げる助成対象経費のうち、当該取組に直接必要な経費
(2) 国産稲わら等収集・供給実証計画の策定	1 国産稲わら等の収集供給実証計画の策定に必要な経費 (定額)	本要領別表に掲げる助成対象経費のうち、当該取組に直接必要な経費
2 国産稲わら等の収集・供給実証 (1) 国産稲わら等収集実証機械導入	1 国産稲わら等の収集・供給の実証に必要な機械の導入（購入、リース、又はレンタル）に係る経費 (補助率：1/2 以内) 2 国産稲わら等をほ場外で角形等に再形成・梱包するための機械の導入（購入、リース、又はレンタル）に係る経費 (補助率：1/2 以内) ※ 1、2 の導入対象となる機械は、稲わら等の収集機械、乗用牽引機械（トラクター）、細断機、運搬機械、梱包解体機、格納・梱包機械、再形成機械などの実証に必要となる機械とする。	実証に必要な経費については、必要な面積等の根拠が確認できるものについて、必要最小限度のみ補助する。 対象施設・機械等は、実証に必要な最小限度についてのみ補助する。

	ただし、トラクターは、本事業の実施のために導入する機械について、既存のトラクターでは能力又は台数が不足すると、地方農政局長等が特に認めたものに限る。 3 国産稲わら等の流通に係る経費 (1) 稲わら等の保管場所に係る経費 (定額) (2) 稲わら等の輸送に係る経費 (補助率：1/2以内) 4 国産稲わら等の品質管理に必要な対策 飼料分析（一般成分、水分等に係るもの） 及び安全性（カビ毒、残留農薬等に係るもの） に関する検査に必要な経費 (定額) 5 実証に必要な機械の開発・改良・調査・サポートに係る経費 (1) 消耗品費 (定額) (2) オペレーター賃金 (定額) (3) 実証資材提供費 (定額) (4) 実証機械開発・改良費 (定額) (5) その他必要となる経費 (定額)	・分析・検査費 本要領別表に掲げる 助成対象経費のうち、当該取組に直接 必要な経費
--	--	---

別紙３－３様式第１号（第３の１の（２）、第４の２、第７関係）

国産稲わら等収集・供給実証計画（〇〇年度）

１ 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	

２ 現在の取組状況と事業目的

取組状況	（稲わら等の面積や収量などの現状を記載）
事業目的	

３ 取組の推進体制

--

４ 国産稲わら等収集・供給体制推進、実証・調査の取組計画

調査計画	下記実証に必要な調査の内容を記載する。
実証計画	（１）利便性の高い国産稲わら等の収集・供給の実証に必要な機械の購入、リース又はレンタル （２）利便性の高い国産稲わら等の再形成・梱包等 （３）利便性の高い国産稲わら等の流通 （４）利便性の高い国産稲わら等の品質管理に必要な取組 （５）利便性の高い国産稲わら等の実証機械の開発・改良に必要な取組 等を記載する。

５ 国産稲わら等の供給先（供給予定先）

供給先農家名	市町村名	供給数量	畜種（肥育・繁殖）

6 取組効果を周辺地域等へ普及させる取組

- (1) 事例発表や意見交換のための会議、現地研修会等の開催 ()
- (2) 取組事例等を掲載したパンフレット・マニュアル等の配布 ()
- (3) ホームページや機関誌等への掲載による取組事例等の周知 ()
- (4) 利便性が高い稲わら等や収集機械等のほ場展示の実施 ()
- (5) その他（内容： ） ()

注1：(1) から (5) までの1つ以上を選択し、() 内に○を記載すること。

注2：その他の場合には、（内容： ）内に取組内容を記載すること。

7 実証に必要な施設・機械等導入（購入又はリース又はレンタル）計画

(1) 共通

名称	型式	〇〇年度		備考
		稼働日数	収穫面積	

注1：稼働日数及び作付面積については、実証後の利用計画について記載すること。

注2：トラクター又はコンバインの導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、希望する農機のメーカーの状況についてチェックをすること。「整備していない」にチェックをした場合は、整備しているメーカーの農機に変更するか、導入を希望する農機でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明する資料を提出すること。なお、「整備していない」にチェックをした場合でも、導入を希望するトラクター又はコンバインのメーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合は、メーカーの変更等の対応は不要。

(参考) API を自社 web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している農機メーカー（令和6年10月時点 農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載）

国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社

海外メーカー：AGCO Corporation (Fendt, MASSEY FERGUSON, Valtra)、CLAAS KGaA mbH, CNH industrial N.V (Case IH, New Holland, Steyr)、Deere & Company (John Deere)、SDF group (SAME, DEUTZ-FAHR, Lamborghini)

- ・導入を希望する農機のメーカーが、自社 web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を

☐ 整備している ☐ 整備していない

(2) 購入の場合

対象	機種名		数量	台
	型式名			
	対象作物、対象作業			

機 械 ・ 機 器	利用計画面積	(ha)
	選定理由	
	能力決定根拠 ※能力決定に当たっての計算過程を記載	
	同様な作業機械・機器の保有状況 (有する場合：型式・利用面積・取得年月 ・台数など)	
購入価格（税抜き） ①		(円)
	うちオプション分（名称）	(円)
購入価格（税込み）		(円)
購入費助成申請額 ①×1/2		(円)
購入物件保管場所		
備考※※		

(3) リースの場合

対 象 機 械 ・ 機 器	機種名		数量	台	
	型式名				
	対象作物、対象作業				
	利用計画面積	(ha)			
	選定理由				
	能力決定根拠 ※能力決定に当たっての計算過程を記載				
	同様な作業機械・機器の保有状況 (有する場合：型式・利用面積・取得年月 ・台数など)				
リース期間（開始年月～終了年月）		年 月	～	年 月	ヶ月
リース物件取得価格（税抜き） ①		(円)			
リース期間終了後の残存価格（税抜き） ②		(円)			
リース料助成申請額 ③		(円)			
リース諸費用（税抜き） ④		(円)			
消費税 ⑤		(円)			
事業実施主体負担リース料（税込み） ①－②－③＋④＋⑤		(円)			
リース物件保管場所					

備考	
----	--

リース料助成申請額は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること。

I	リース物件価格 × リース期間 / 法定耐用年数 × 補助率（1/2以内）
II	（リース物件価格 － 残存価格）× 補助率（1/2以内）

8 事業実施計画（〇〇年度）

（千円）

区 分	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国 庫 補助金	事業実 施主体	
(1)国産稲 わら等収集 ・供給体制 推進					
(2)国産稲 わら等収集 ・供給体制 実証					

注： 本年度の具体的な事業実施計画を記載する。

9 添付書類

- ・ 事業実施主体規程、会計規程、構成員名簿、施設・機械等に係る諸規定
- ・ 地図
- ・ 事業実施主体収支計画及び推進体制
- ・ その他地方農政局長等が必要と認める資料

注：農林水産省畜産局長が別に定める公募要領による応募申請書の提出時に添付した書類に変更がないものについては、添付書類を省略することができる。

別紙 3－3 様式第 2 号（第 8 の 1 関係）

（〇〇年度）事業評価報告書

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	

2 取組状況と実績

	取 組 状 況
〇〇年度	

注：取組計画（国産稲わら等収集・供給実証計画の 4）に対応する取組状況を記載する。

3 国産稲わら等の収集・供給体制推進、実証・調査の取組実績

調査計画	（調査計画を記載する。）
調査結果	（調査結果を記載する。）
実証計画	（実証計画を記載する。）
実証結果	（国産稲わら等の収集・供給等実証の取組結果を記載する。）

4 導入、リース又はレンタルした施設・機械等の稼働実績

名称	年間稼働日数	作付面積
	〇〇年度	〇〇年度

注：年間稼働日数及び年間稼働時間については、本事業の実施にかかる稼働日数、稼働時間及び作付面積を記載すること。

5 事業実績 (千円)

区 分	〇〇年度		
	事業内容	事業費	補助金
(1) 国産稲わら等収集 ・供給体制推進			

(2) 国産稲わら等収集 ・供給体制実証			
計			

6 収集供給実証計画と達成状況

	〇〇年度
計 画 (収集供給実証計画)	
実 績	
達成状況に関する自己評価	

注1：計画の欄は、収集供給実証計画に記載した内容を記載すること。

注2：実績の欄は、計画に該当する実績について記載すること。

注3：達成状況に関する自己評価については、達成／未達にかかわらず、主観的観点から、自ら設定した計画に対する達成状況についての評価を記載すること。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

事業実施主体名：
代表者の役職及び氏名：

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（国産飼料の流通推進対策のうち国産稲わら等
利用拡大実証・調査）の事業実施に関する改善計画について

〇〇年度に実施した国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（国産飼料の流通推進対策
のうち国産稲わら等利用拡大実証・調査）について、実証計画の達成等状況が図られる
よう、下記の改善計画を実施することとしたので報告します。

記

1. 事業の取組の経過

2. 実証計画の取組が未達となった理由及び達成に向けた取組

実証計画	未達成となった理由等	計画達成に向けた取組